

平成24年11月29日

沖縄県知事 仲井眞 弘多 殿

沖縄県障害のある人もない人も
暮らしやすい地域づくり県民会議
会長 高嶺 豊

「障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例」の制定に
係る意見について

みだしのことについて、「障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議」において、別添のとおり意見を取りまとめましたので、県におかれましては、この意見を十分に踏まえるとともに広く県民のみなさまのご意見を反映し、早期の条例制定に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。

以 上

「障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例」の制定に係る意見

平成24年11月

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい
地域づくり県民会議

はじめに

平成23年9月に設置されました「沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（障害者県民会議）」において、これまで障害を理由とする差別等の実態把握と課題整理、そして、その解決のための取組方策を検討し、これらをまとめる形で「『障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例』の制定に係る意見」を整理することができました。

障害者県民会議の設置から約1年間で11回もの会議を開催した他、障害のある人又はその関係者を対象に差別等の事例ヒアリング及びアンケートを実施した結果としての640件の事例の公表、さらに、ワーキンググループによる協議を重ねてきました。今回取りまとめました障害者県民会議の意見については、私も含め19名の委員や関係者の方々の熱心な取組が凝縮したものとなったのではないかと思います。

今後、本県民会議の意見について、広く県民のみなさんのご意見を頂き、障害のある人の権利擁護の推進を目的とした条例が制定されることで、障害のある人への誤解や偏見及び障害を理由とした差別をなくしていく取組が促進され、インクルーシブ社会が実現されることを願っています。

沖縄県障害のある人もない人も
暮らしやすい地域づくり県民会議
会長 高嶺 豊

(前文)

沖縄県では、ユイマールやイチャリバチヨーデーに象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神に基づき、これまで共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、障害のある人は、居住環境、交通・情報等が十分に保障されていないため、自己の望む生活を送ることが十分実現出来てきたとはいえない。また、障害に対する誤解、偏見、差別により、今なお社会生活の様々な場面で困難を余儀なくされている人も少なくない。

さらに、島しょ県である我が県の事情として、離島等における生活条件の厳しさも障害のある人にとっては不利なものとなっている。

この様な中で、障害のある人に対する保健、医療、福祉サービスや教育等の充実とともに、今私たち県民に求められているのは、障害のある人への誤解や偏見及び障害を理由とした差別をなくしていく取組である。

ここに私たちは、国際社会における原則である、障害のある人もない人もすべての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる社会、いわゆるインクルーシブ社会の実現を目指して、条例を制定する。

(目的)

この条例は、障害のある人に対する県民の理解を深めるとともに、障害のある人に対する差別等をなくす取組に関し基本理念を定め、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に推進することにより、もってすべての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とすること。

(定義)

- (1) 「障害のある人」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうこと。
- (2) 「社会的障壁」とは、障害がある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいうこと。
- (3) 「合理的配慮」とは、障害のある人が障害のない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むことを保障するため、社会的障壁を除去する行

為であって、それを必要としている障害のある人が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないものをいうこと。

(基本理念)

- (1) 全ての障害のある人は、障害のない人と等しく日本国憲法で定められた基本的人権が尊重され、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した日常生活及び社会生活を営む権利を有する。
- (2) 障害のある人の権利擁護に関する施策は、障害のある人が権利の主体であることを踏まえ、何人も障害のある人に対して、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害してはならないことを基本とし、全ての県民が、相互に協力して行わなければならない。

(県の責務)

県は、基本理念にのっとり、障害のある人の権利擁護に関する施策を総合的に策定し、実施すること。

(市町村との連携等)

県は、障害のある人の権利擁護に関する施策を策定し、実施するときは、市町村と連携、協力するとともに、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の役割)

県民は、基本理念にのっとり、障害のある人に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害のある人の権利擁護に関する施策に協力するよう努めること。

(財政上の措置)

県は、障害のある人の権利擁護に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(障害のある人の権利擁護)

(1) 障害を理由とした差別等の禁止

何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害してはならないこと。この条例において「差別」とは、次の各号に掲げる行為（以下「不利益取扱い」という。）をすること及び必要な合理的配慮に基づく措置を行わないことをいうこと。

ア 福祉サービスを提供し、又は利用させる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

(ア) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること

(イ) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること

イ 医療を提供し、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

(ア) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること

(イ) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強い、又は隔離すること

ウ 商品又はサービスを提供する場合において、障害のある人に対して、サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをする行為

エ 労働者を雇用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

(ア) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒み、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること

(イ) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行すること

が不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること

- (ウ) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること

オ 教育を行い、又は受けさせる場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- (ア) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと
- (イ) 本人若しくはその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいう。）を決定すること

カ 障害のある人が建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害のある人に対して行う次に掲げる行為

- (ア) 建物その他の施設の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること
- (イ) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること

- (ウ) 移動に支障のある人を対象にした駐車場に、対象外の障害のない人が駐車することによって、障害のある人の駐車を妨げること

キ 不動産の取引を行う場合において、障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをする行為

ク 障害のある人から情報の提供を求められた場合において、障害のある人に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをする行為。また、障害の特性に応じた形態（手話・筆談・字幕などの文字表示、点字・触覚による意思伝達、拡大文字、口頭朗読、平易な言葉、その他の手法）での提供が可

能な場合でも、そのような形態での情報の提供を拒む行為

ケ 障害のある人が意思を表示する場合において、障害のある人に対して、障害のある人が選択した意思表示の方法によっては障害のある人の表示しようとする意思を確認することに著しい支障のある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをする行為

(2) 虐待の禁止

虐待は、重大な人権侵害である。何人も、障害のある人に対し、虐待をしてはならないこと。

(障害のある人に対する理解の促進)

(1) 障害のある人に対する理解に関する広報啓発

県は、障害のある人に対する県民の理解を深めるため、障害のある人が権利の主体であることを踏まえた広報啓発活動の推進、その他必要な措置を講ずること。

(2) 関係者への研修の充実

県は、障害のある人に対する理解を深めるため、障害のある人の協力を得て、公共機関の関係者への研修を実施すること。

(3) 県民の積極的な参加

県民は、(1)及び(2)の取組に積極的に参加するよう努めること。

(障害のある人の権利擁護に関する相談体制)

(1) 地域相談員

県は、市町村と協力して、差別等に当たると思われる事例に関する相談業務を行うため、市町村毎に地域相談員を置くこと。

(2) 広域相談専門員

県は、次の各号に掲げる職務を適正かつ確実に行うことができると認められる者を、障害保健福祉圏域毎に広域相談専門員として置くこと。

ア 地域相談員に対する専門的な見地から業務遂行に必要な技術的助言に関する職務

イ 対象事案に関する相談事例の調査及び研究に関する職務

(3) 沖縄県障害のある人の権利擁護に関する調整委員会

ア 県は、差別等の事案について解決するための助言又はあっせんを行うため、沖縄県障害のある人の権利擁護に関する調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置くこと。

イ 調整委員会の構成委員に障害のある人又はその関係者、学識経験者、各分野の専門家を任命すること。

(4) 解決の方法

ア 何人も、県に対し、差別等に当たると思われる事例に関する相談をすることができること。

イ 差別等を受けた障害のある人は、県に対し、解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができること。

ウ 県は、障害のある人から求めがあったときは、調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めること。

エ 調整委員会は、あっせんを行った場合において、差別等をしたと認められる者が正当な理由がなくあっせんに従わないときは、県に対し、当該差別等をしたと認められる者に対して、当該差別等を解消するよう勧告することを求めること。

オ 県は、調整委員会から勧告することを求められた場合は、差別等をしたと認められる者に当該勧告を行うこと。

カ 県は、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わないときは、その旨を公表することができること。

(障害のある人の権利擁護に関する施策)

県は、障害のある人の権利擁護に関する体制を整備の上、沖縄県障害者基本計画及び沖縄県障害福祉計画に基づき、主に次の施策を講ずること。

(1) 福祉サービスに関する施策

県は、市町村に対し、当該市町村の福祉サービスの種類と量を公表することを求めることができること。

(2) 障害のある人の就労支援に関する施策

県は、民間企業に対する障害のある人の雇用の啓発、障害のある人が働きやすい環境整備の促進、一般就労への移行促進、雇用の場の拡大等に努めること。

(3) 教育に関する施策

県は、障害のある子供たち一人ひとりが、障害の程度及び特性に応じた支援を受け、自立した社会生活が営めるように、特別支援教育の充実に努めること。

(4) 建物その他の施設又は公共交通機関に関する施策

県は、障害のある人の建物その他の施設又は公共交通機関を利用する権利を保障するために、これらの建物等が障害のある人や高齢者が自由に利用できるよう、沖縄県福祉のまちづくり条例（平成9年沖縄県条例第5号）の実効性を高める施策の実施に努めること。特に、移動に支障のある人を対象にした駐車場の適切な駐車を確保するための制度導入等を検討すること。

(5) 住宅環境の整備に関する施策

県は、障害のある人が、地域で自立して生活するために、民間企業、障害福祉サービス事業所等と協力して、必要な住宅環境の整備に関する施策の実施に努めること。

(6) 情報提供の促進に関する施策

県は、障害のある人に対して、障害の特性に対応した形態で情報を提供することに努めること。また、障害のある人に対する県民の理解を広げ、差別等をなくすための民間の取組について、県民への情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めること。

(7) ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの促進に関する施策

県は、沖縄県福祉のまちづくり条例等に基づき、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを促進する施策の実施に努めること。

(8) 障害のある人のエンパワメント支援に関する施策

県は、県内の障害のある人の各種団体に対して、障害のある人のエンパワメント（自立力）を高めるために、ピアカウンセリングを充実させるための支援に努めること。

(9) 障害のある人の観光、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等に関する施策

県は、障害のある人の地域での生活の質を高めるために、障害のある人が、観光、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等に参加できる環境整備に関する施策の実施に努めること。

(10) 障害のある人に対する防災、災害時の避難についての計画に関する施策

県は、各市町村における地域防災計画について、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めること。

(11) 離島等における障害福祉に関する施策

県は、障害者が生まれ育った地域で暮らしていけるよう、市町村と協力して、離島等における地域の実情や課題に対応する施策の実施に努めること。

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の権利擁護の推進を目的とした条例の制定を検討するにあたって、障害当事者及び民間事業者等を含めた「検討の場」を設置し、意見等の聴取、交換をするための会合を運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議（以下、「障害者県民会議」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は障害者県民会議から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- 2 障害者への差別事例に関すること
- 3 差別をなくすための取り組み方策に関すること
- 4 その他、障害者の権利擁護の推進及び方策に関すること

(会合)

第4条 障害者県民会議は、会長が必要と認める時期に開催する。

(委員の構成)

第5条 障害者県民会議は、19人以内で、委員の構成は別紙1のとおりとし、委員の半数程度は、障害者とする。

- 2 委員は、県民各層から公募等により選出するものとする。

(会長等)

第6条 障害者県民会議に会長、副会長2人を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を行う。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じて適当と認める者の会合への出席を求め意見等を徴することができるものとする。

(議事の経過及び公開)

第8条 会長は、議事の経過について議事録を作成し、これを公開するものとする。

- 2 会長は、会議室の状況等を勘案の上、県民等の傍聴を認めることができる。

(庶務)

第9条 障害者県民会議の庶務は、福祉保健部障害保健福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、その都度福祉保健部障害保健福祉課において定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年7月13日から施行する。

別紙 1

委員の構成

	区分	職名等	
1	学識経験のある者	障害者福祉の知識と経験を有する者 障害者教育の経験を有する者	1 2
2	障害当事者等	身体障害者、知的障害者、精神障害者等の障害のある当事者、特定疾患患者	3 4 5 6 7 8 9 10
3	障害者福祉に関する事業の関係者、障害者の親の会の関係者等	県内の社会福祉（社会福祉士等）に関する事業の関係者 県内の身体障害者福祉に関する事業の関係者 県内の知的障害者福祉に関する事業の関係者 県内の精神障害者福祉に関する事業の関係者 障害者権利擁護に関して取り組んでいる団体の関係者	11 12 13 14 15
4	民間事業者等	沖縄県におけるバス事業所を代表する者 障害者を雇用している事業所を代表する者 不動産事業（宅地建物賃貸借事業等）の経営に関係する者 その他（商工会関係者等）	16 17 18 19

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議委員名簿

選任区分	氏名(敬称略)	職名等
学識経験のある者 2人	たかみね ゆたか 高 嶺 豊 にしはら かずお 西 原 千 男	琉球大学法文学部人間科学科教授 元沖縄盲学校校長
障害当事者等 8人	ながい れいこ 長 位 鈴 子 しんかい ひでお 新 開 秀 雄 なかがわ ふくとし 仲 川 福 俊 ひが つよし 比 嘉 豪 たから こうゆう 高 良 幸 勇 あらかき けいこ 新 垣 佳 子 かわかつ さゆり 川 勝 さゆり てるきな とおる 照 喜 名 通	NPO法人沖縄県自立センターイルカ代表 会社役員 鍼灸師 沖縄県聴覚障害者協会事務局長 泊ふ頭開発株式会社常勤監査役 サービス事業所利用者 ピアサポーター NPO会社員
障害者福祉に関する 事業に関係する者、 障害者の親の会の関 係者等 5人	いさ なおき 伊 佐 直 樹 しまむら さとる 島 村 聡 たなか ひろし 田 中 寛 おかの まゆみ 岡 野 真由美 むらかみ なおこ 村 上 尚 子	沖縄県身体障害者福祉協会 障害者支援施設太希おきなわ生活支援課長 沖縄県社会福祉士会顧問 沖縄県手をつなぐ育成会会長 沖縄県精神障害者福祉会連合会理事 沖縄弁護士会副会長
民間事業者等 4人	たかえす まこと 高 江 洲 誠 てるや もりみち 照 屋 守 道 しもじ まさみ 下 地 雅 美 まえしろ よしこ 前 城 ヨシ子	沖縄県バス協会庶務課長 ハウス産業(株)代表取締役 株式会社レキオス営業部長 株式会社ニック取締役常務
計19人		

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議 (障害者県民会議) 開催状況

回数	日時／場所	議題
第1回	平成23年 9月20日(火) 14:00~16:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ(県福祉保健部長) 2. 会議設置について(県福祉保健部参事) 3. 各委員の自己紹介 4. 会長選出 5. 会長あいさつ 6. 副会長選出 7. 会議運営について 8. 会議日程について
第2回	10月19日(水) 15:00~17:00 県中央保健所3階大会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各委員の意見発表 2. 事例ヒアリングについて 3. その他連絡事項等
第3回	11月18日(金) 16:00~18:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各委員からの差別事例ヒアリング報告について 2. 差別事例ヒアリング日程について 3. 障害者の権利擁護のための差別事例アンケートについて 4. その他連絡事項等
第4回	平成24年 1月19日(木) 14:00~16:00 県総合福祉センター 1階ゆいホール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別事例ヒアリング等について 2. 課題の整理及び今後の進め方について 3. 会議日程について 4. その他連絡事項等
第5回	2月10日(金) 14:00~16:30 県総合福祉センター 1階ゆいホール	<ol style="list-style-type: none"> 1. 離島事例ヒアリングについて 2. 課題の整理及び今後の進め方について 3. その他連絡事項等
第6回	3月7日(水) 14:00~16:00 県庁11階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事例仕分け結果について 2. 今後の進め方について 3. その他連絡事項等
第7回	3月27日(火) 14:00~17:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事例集について 2. 方策の検討について 3. その他連絡事項等
第8回	4月20日(金) 14:00~17:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. あいさつ(県福祉保健部長) 2. 事例集の公表 3. 取り組み方策の検討 4. その他
第9回	5月30日(水) 14:00~16:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者県民会議の活動状況 2. 障害を理由とする差別等の解決のための取り組み方策 3. 「障害者の権利擁護の推進を目的とした条例」の策定に係る障害者県民会議の意見 4. その他
第10回	8月14日(火) 14:00~17:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の日程について 2. 「障害者の権利擁護の推進を目的とした条例」の策定に係る障害者県民会議の意見(素案) 3. その他
第11回	9月13日(木) 14:00~17:00 県庁3階第1・第2会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「障害者の権利擁護の推進を目的とした条例」の策定に係る障害者県民会議の意見 2. その他

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議
 (障害者県民会議) 班長会議開催状況

回数	日時／場所	議題
第1回	平成24年 3月5日(月) 14:30~16:30 県庁3階第3会議室	1. 事業仕分け結果について 2. 第6回障害者県民会議において、調整すべき事例等について 3. その他
第2回	5月18日(金) 14:00~16:00 県庁3階第2会議室	1. 障害者県民会議の活動及び今後の活動について 2. 障害を理由とする差別等の解決のための取り組み方策について 3. 第9回障害者県民会議において、調整すべき事項について 4. その他

沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい地域づくり県民会議
 (障害者県民会議) の意見検討会議開催状況

回数	日時／場所	議題
第1回	平成24年 9月27日(木) 13:30~17:00 県庁3階第4鍵室	1. 「障害者の権利擁護の推進を目的とした条例」の策定に係る障害者県民会議の意見(素案) 2. その他